第明治三二十種五郵年三便月物三十一認可日

△

○

			6.00以上10.00未満のもの	43.24	37.22	7,400
			10.00以上14.00未満のもの	75.95	55.11	7,900
			14.00以上18.00未満のもの	150.08	73.15	8,400
			18.00以上22.00未満のもの	183.96	82.07	8,900
			22.00以上のもの	219.33	105.47	9,400
			［略］			
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４級地	0.995	3.412	4.163
			３級地	1.253	2.315	2.182
			２級地	1.291	1.573	0.897
			１級地	1.458	0.946	0.451
			無級地	0.000	0.000	0.000
［七　略］		［略］	［略］			
八　補正予算債		［略］	［略］			
		平成16年度から令和５年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債　0.918 (3)　平成18年度補正予算債　0.818 (4)　平成19年度補正予算債　0.809 (5)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.043 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Xの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.869			

○

			6.00以上10.00未満のもの	43.27	37.22	7,400
			10.00以上14.00未満のもの	76.02	55.10	7,900
			14.00以上18.00未満のもの	150.14	73.14	8,400
			18.00以上22.00未満のもの	184.06	82.06	8,900
			22.00以上のもの	219.48	105.46	9,400
			［同左］			
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４級地	0.973	3.237	3.863
			３級地	1.224	2.197	2.034
			２級地	1.262	1.493	0.842
			１級地	1.423	0.898	0.424
			無級地	0.000	0.000	0.000
［七　同左］		［同左］	［同左］			
八　補正予算債		［同左］	［同左］			
		平成16年度から令和４年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債　0.918 (3)　平成18年度補正予算債　0.821 (4)　平成19年度補正予算債　0.812 (5)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.044 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Xの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.870			